

市立小中学校における新型コロナウイルス感染者発生時の対応

令和2年4月20日

令和4年3月29日改訂

飯山市教育委員会

発生前 児童生徒・職員の毎日の健康観察、3密回避、発熱等の際の自宅待機徹底

児童生徒・職員に新型コロナウイルス感染者(疑い)の発生を確認

(疑い: PCR検査結果待ち、濃厚接触者確定、接触者指定含む)

※児童生徒の場合は保護者から、職員の場合は本人または家族からの報告により確認

学校の対応

◇子ども育成課(設置者)、学校医への迅速な連絡

➡各機関と連携して適切な対応を実施

①児童生徒が陽性となった場合

小学校は保健所が調査等を実施(保健所に濃厚接触者の候補者リストを提出)

なお、中学校は保健所による濃厚接触者の特定を行わないため、学校は速やかに行動歴調査を行い、出席停止等の措置を行う

○情報収集…北信保健所(小学校のみ)と連携し、感染者の校内での活動状況、感染経路、発症経緯等を調査

ア 濃厚接触者・接触者の特定

イ 家族も含め感染可能性のある場所や地域への往来、人との接触の状況(感染経路把握)

ウ 校内外で利用した施設等(教室・トイレなど)

エ 発症に至る経緯(感染能力把握)

○情報提供…濃厚接触者・接触者・全保護者に対し、学校が状況説明の連絡を行う。

オ 児童生徒・保護者等の不安に対して丁寧な説明を行い、PCR検査の指示や健康観察徹底を依頼。体調に変化がある場合は、北信保健所有症状者相談窓口(電話: 0269-62-6104 24時間対応)への相談を促す。

カ すべての保護者に対して、メール配信や文書による説明と情報提供を行う。(子ども育成課と連携)

※感染者の個人名は公表・情報提供しない。

○学校保健安全法による措置

キ 感染者となった児童生徒は治癒まで出席停止

ク 濃厚接触者となった児童生徒は、保健所が指定する期間出席停止(PCR検査で陰性の場合も同様)

②児童生徒が学校外の濃厚接触者・接触者となった場合

○保護者から学校に報告があり次第、市子ども育成課へ情報提供し、上記クと同様に対応する

③学校職員が感染等の場合

○職員が感染者、濃厚接触者等となった場合も児童生徒の場合と同様に対応し、服務上の取扱は特別休暇とする。

※児童生徒及び教職員が①感染者②濃厚接触者の①～②に当てはまる場合、県教委への報告を実施する。

県保健厚生課: 026-235-7444(直通) ①電話で一報→①②ながの電子申請システムにより報告(感染症情報システムへの入力もあわせて行う)

【重要】感染者のプライバシーと人権への配慮

☆いじめや差別を生まない指導☆

連携

北信保健所との連携

○濃厚接触者等の特定(小学生のみ)

○消毒方法、消毒場所の指導

○臨時休校の要否判断

連携

子ども育成課の対応

○市対策本部との情報共有

○対応窓口の設置…マスコミ・保護者・保健所対応等を子ども育成課長に一本化

○保健所・学校医・学校と協議のうえ、学校保健安全法により当該校の全部または一部の臨時休業措置を決定

○保健所および学校薬剤師と連携し、消毒の実施

○配布文書、メールの作成

○消毒用消耗品等の手配

ほか

連携

学校医・薬剤師に依頼

○児童生徒等の健康観察や出席停止等についての指導助言

○児童生徒等に対する感染予防啓発(保健衛生教育等)の実施

○消毒方法及び使用薬剤の指導

連携

連携

★校内施設の消毒

消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)により、子ども育成課職員及び学校職員が、校内の必要箇所の全面的な消毒を実施。空間除菌器も活用。

➡ 感染者が発生した場合、必要な措置及び対応を適切に実施したうえで、関係機関と協議のうえ子ども育成課が当該学校の学級閉鎖や臨時休業等の判断を行う。